

「ニセコ町個人情報保護に関する法律施行条例（案）」及び「ニセコ町情報公開・個人情報審査会条例（案）」の概要

法… 個人情報保護法（令和 5 年 4 月 1 日施行後）

個人情報保護条例… ニセコ町個人情報保護条例

情報公開条例… ニセコ町情報公開条例

施行条例… ニセコ町個人情報保護に関する法律施行条例（案）

審査会条例… ニセコ町情報公開・個人情報保護審査会条例（案）

審査会… ニセコ町情報公開・個人情報保護審査会

1 制定理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）の改正に伴い、国及び地方公共団体の個人情報保護制度が同法に一元化され、全国的な共通ルールとして適用されることとなりました（令和 5 年 4 月 1 日施行）。

そのため、町の個人情報保護条例を廃止するとともに、法の施行に関し必要な事項を定めるための法施行条例及び審査会設置の実情に合わせた設置運営を定める審査会条例を制定する必要があります。

2 条例案の概要

（1）施行条例

現行において個人情報保護条例に定めている個人情報の取扱いは、全国共通ルールのもと、法が適用されます。そのため、施行条例は、法で施行条例に定めることが認められているもののみとなり、その主な内容は以下のとおりです。

ア 個人情報ファイル簿

法の規定により個人情報ファイルの本人の数が 1,000 人以上の場合は、個人情報ファイル簿（保有する個人情報の利用目的・項目等を記載した帳簿）を作成・公表することとなりますが、現在、町が取り扱う個人情報については、個人情報保護条例に基づき個人情報取扱事務を町長に届出し、公表しているため、法で作成義務のない 1,000 人未満の場合においても、現行個人情報保護条例と同様の届出を行い、公表できる規定とします。

イ 開示請求・訂正請求・利用停止請求の手続

法で定めるもののほか、各請求書に記載する事項を規則に委任します。

本件請求の決定期限は設けないこととします。

（法の適用により決定期限は 30 日以内、延長期間は 30 日以内となります。）

ウ 開示請求の手数料

開示請求の手数料は無料とします。ただし、写しの交付に要するコピー代、電磁的記録の交付に要する媒体の実費相当額、送付のための費用については、負担頂く規定を設けています。

(2) 審査会条例

諮問庁からの諮問に基づいて審査請求等を審査している審査会について、現行の個人情報保護条例、情報公開条例、それぞれの条例に定めている内容を同様に規定し、情報公開・個人情報保護審査会として定めるものです。

(情報公開条例で規定している審査会の条項は削除となります。)

ア 諮問庁

施行条例に定める町の機関、情報公開条例に定める実施期間、及びニセコ町議会を対象としています。

イ 所掌事項

以下に関する事項を所掌します。

- ・情報公開条例に定める公開決定等又は情報公開条例第6条に規定する公開請求に係る不作為についての審査請求
- ・法に定める開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求
- ・ニセコ町議会の個人情報の保護に関する条例(仮称)に定める開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求

ウ 組織等に関する規定

①委員の定数(5人以内)、②委員の任期(3年)及び補欠委員の任期、③会長・副会長の設置、守秘義務について現行と同様に規定します。

エ 審査会の調査権限

諮問庁に対し、町政情報又は保有個人情報の提示を求め、諮問庁は、これを拒んではならない。行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させること、その他必要な調査をすることができることについて、現行と同様に規定します。

オ 意見陳述

審査請求人等から申出があったときは、審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないと、現行と同様に規定します。

カ 提出資料の写しの送付等

審査会が求めた諮問庁からの提出資料、参加人からの意見書等を審査請求人等の閲覧を現行と同様に規定し、資料の送付を行うことを追加します。

キ 答申

審査会は 60 日以内に答申を行うこと、答申事項についても現行と同様に規定します。

ク 罰則

守秘義務に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処することを新規に規定します。

3 施行予定

令和 5 年 4 月 1 日